

研究倫理規程

規程第1号

2022年7月23日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人ワンウェルフェアに所属する会員等(以下「会員」という。)が行う研究の倫理的なあり方を示すことにより、社会福祉と環境の進歩と普及を図り、学術の振興と人々の福祉に寄与・貢献することに資することを目的とする。

(遵守義務)

第2条 会員等は、本研究倫理規程及び別に定める「研究倫理ガイドライン」に則り、研究活動において良識と知的誠実さ、倫理が要請されることを自覚して行動しなければならない。

(責務)

第3条 会員等は、研究活動を行うにあたって、人権を尊重し、年齢、性別、人種、国籍、思想信条、宗教、社会的地位、障がいの有無等において差別的な取り扱いをしてはならない。

2 会員等は、常に最新の研究方法の探求ならびに先行業績の探索を通じて、自らの研究水準の向上に努めなければならない。

3 学会運営委員会(以下「委員会」という。)、研究誌編集規程(規程第2号)の執筆者、「個人発表」、「自主企画シンポジウム」又は「ポスター発表」における申込者及び登壇者(以下「発表者」という。)は、研究誌の発行、学会発表に至るまでのプロセスが円滑に運営されるように、別に定める規程に基づき行わなければならない。

(本規程に違反した場合の処分)

第4条 発表者が本規程に違反する行為を行った場合には、処分される場合がある。

2 第2条及び第3条に反する行為が認められた時、委員会は採択及び発表の取消を行うものとする。

3 前項に規定する採択及び発表の取り消しは、研究誌の発行又は、学会発表の後であっても処分を行うものとする。

(規程の変更)

第5条 この規程を変更するときは、理事会の決議を経なければならない。

附則

2022年7月23日制定、施行